

事後評価調書

I 事業概要						
事業名	交通安全施設等整備事業（歩道設置）					
地区名	一般県道 岩作諸輪線					
事業箇所	日進市北新町					
事業のあらまし	当該道路は、長久手市を起点に日進市を経由し東郷町へ至る南北方向の幹線道路であり、近隣に東名高速へのアクセス道路である名古屋瀬戸道路の長久手ICがあることから交通量が多い。しかしながら当該区間は歩道の中抜け箇所となっており、歩行者等の通行が危険な状態であるため、中抜けを解消し、交通の円滑化及び歩行者の安全を図るため歩道の設置を行うものである。					
事業目標	【達成（主要）目標】 交通量の多い道路に歩行空間を整備し、歩行者の安全性と快適性の向上を図る （交通死傷事故の削減） 【副次目標】 —					
事業費	事業費		内訳			
	0.92億円		■工事費 0.05億円 ■用補費 0.82億円、■その他 0.05億円			
事業期間	採択年度	平成21年度	着工年度	平成21年度	完成年度	平成22年度
事業内容	歩道設置工事 延長 L=70m W=2.3（歩道部）					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	【達成状況】 歩道を整備したことにより、歩行空間が整備され、歩行者の安全性と快適性が向上した。 【達成状況に対する評価】 ①工事实施前（H15～H19）と事業実施後（H23～H25）の交通事故の発生状況を比較すると、「年平均死傷事故件数」は、1.0件から0.6件へと減少した。このことから、交通死傷事故の削減について当初の目的を達成していると考えられる。 ②歩道が整備され、物理的に歩車分離が図られており、歩行者の通行の安全性・快適性が向上している。				
	2) 副次目標の達成状況	【達成状況】 — 【達成状況に対する評価】 —				
III 対応方針						
今後の事後評価の必要性	初期の事業目標を達成し、事故件数が削減しており、安心・安全な歩道が整備されている。このことから今後の事後評価の必要性はない。					
改善措置の必要性	上記のとおり、初期の事業目標を達成しているため、改善措置の必要性はない。					
同種事業に反映すべき事項	標準的な事業計画、工法で施工されているため、同種事業に反映すべき事項は特にない。					